

## 金銭等提供・転職勧奨禁止の職業紹介事業許可条件化について

令和6年9月17日

職業安定局需給調整事業課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 金銭等提供・転職勧奨禁止の職業紹介事業許可条件化について

職業安定法指針に規定されている求職者への金銭等提供禁止及び就職後2年間の転職勧奨禁止について、職業紹介事業の許可条件とする。

## 許可条件通知書の記載イメージ（職業紹介事業の業務運営要領）

- ・その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。
- ・求職の申込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

## 施行

令和7年1月1日（予定）

平成31年に「国外にわたる職業紹介」に関する許可条件を追加した際の例にならい、今般の措置については、令和7年1月1日付の職業紹介事業の新規許可・有効期間更新から順次、各月の許可・更新手続の機会を捉え、許可条件を付すこととする。なお、仮に、更新月が到来するまでの間に、本許可条件が付されていない事業者が当該禁止事項に違反した場合には、指導を行うとともに、併せて、本許可条件を付すこととする。

（これにより、違反が継続・反復する場合は、許可取消の対象になる。）

# 【参考1】集中的な指導監督結果等を踏まえた 労働力需給調整機能強化のための追加的対応（7/24とりまとめ）

事項	追加的対応の内容
<b>1 法令順守徹底のためのルールと施行の強化</b>	
①お祝い金・転職勧奨禁止の実効性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お祝い金・転職勧奨禁止について、職業紹介事業の許可条件に加える。（指導監督にも関わらず違反が継続・反復する場合は、許可取消の対象になる。）</li> </ul>
②募集情報等提供事業に係る対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集情報等提供事業（労働者の登録から就職・定着までの全ての過程）における金銭等の提供を原則禁止とする規定を職業安定法指針に設けることとする。（規定ぶりは、職業紹介事業について設けている現行の規定と同様のもの。）</li> </ul> <p>なお、今般の措置の趣旨（金銭等の誘因により、労働市場における適正な需給調整機能の発揮に支障が生じないようにすること）に照らし、これに該当しないものとして、例えば、下記を明確に示すこととしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①提供するサービスの質の向上を図るため、サービス利用者からアンケート等への回答を求める場合であって、回答者全てに対してではなく、抽選による少数者に対して、500円程度の電子ギフト券等を提供するもの。</li> <li>②イベント来場者を確保するため、転職フェアへの来場及びブース訪問者に対して、500円程度の電子ギフト券等を提供するもの。（求人サイトへの登録の対価として提供されるものを除く。）</li> </ul>
<b>2 雇用仲介事業の更なる見える化</b>	
①職種ごとの紹介手数料実績の見える化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業紹介事業者の手数料実績の公開義務化（省令改正により、職種ごとの常用就職に係る平均手数料率の実績を人材サービス総合サイトに開示するよう規定）</li> <li>※各事業者の取扱い上位5職種に限り、年間10件以下の職種は対象外。</li> <li>※定額制の事業者は、率に代え当該定額を開示。</li> </ul>
②違約金等に係るトラブルへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集情報等提供事業者の利用料金・違約金規約の明示義務化（指針に、利用者に誤解が生じないように、規約の内容を分かりやすく記載した書面や電子メールにより、正確・明瞭に提示するよう規定）</li> <li>※違約金規約の明示については、職業紹介事業者にも同様に求める。</li> </ul>

※全て、医療等3分野以外も含む事業全体について措置。

## 【参考2】 参照条文等

### ○ 職業安定法（昭和22年法律第141号）（抄）

（法律の目的）

第一条 この法律は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）と相まつて、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割に鑑みその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もつて職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（有料職業紹介事業の許可）

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

②～⑥ （略）

## 【参考2】 参照条文等

（許可の条件）

第三十二条の五 第三十条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

② 前項の条件は、第三十条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（許可の取消し等）

第三十二条の九 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三十二条各号（第五号から第八号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

二 この法律若しくは労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三 第三十二条の五第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

② 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

## 【参考】 参照条文

- **職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号）（抄）**

### 第六 職業紹介事業者の責務等に関する事項（法第三十三条の五）

#### 五 職業紹介により就職した者の早期離職等に関する事項

- （一） 職業紹介事業者は、その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から二年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。
- （二）・（三） 略

#### 九 適正な宣伝広告等に関する事項

- （一）・（二） 略
- （三） 求職の申込みの勧奨については、求職者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、職業紹介事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、職業紹介事業者が求職者に金銭等を提供することによって行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

## 【参考2】 参照条文等

### ○ 有料職業紹介事業・現行の許可条件

- 1 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により使用を禁止されている児童の紹介を行わないこと。
- 2 貸金業又は質屋業と兼業する場合（法人の代表者又は役員が、他の法人等で兼業する場合も含む。）は、当該兼業する事業における債務者について紹介を行わず、また、債務者を求職者としなないこと。
- 3 変更の届出により有料職業紹介事業を行う事業所を新設する場合は、当該事業所においても、許可基準の所定の要件を満たすこと。
- 4 合理的な理由なく特定の求人者に限って職業紹介を行うものでないこと。
- 5 職業紹介事業所間における業務提携を行う場合は、次の事項を遵守すること。
  - (1) 業務提携による職業紹介を実施し得る職業紹介事業者は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）の規定により適法に許可を受け、又は届出をした職業紹介事業者に限られるものであること。
  - (2) 求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者の義務（法第5条の3第1項）は、求職の申込みを求職者から直接受理した職業紹介事業者が履行すること。ただし、当該職業紹介事業者が事業を廃止したこと等により、労働条件等の明示義務を履行できない場合には、業務提携を行う他の職業紹介事業者が履行すること。また、求人求職管理簿（職業紹介の取扱状況に関する事項及び離職の状況に関する事項に限る。）の備付に関する義務（法第32条の15）並びに職業紹介事業報告及び職業紹介の実績等に係る人材サービス総合サイトを利用した情報提供の義務（法第32条の16）は、業務提携を行う職業紹介事業者の間で取り決めた一者が履行すること。
  - (3) 業務提携に際して求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者又は求職者に、業務提携の内容として提供先の職業紹介事業者に関する次の事項を明示し（注：明示事項の記載は略）、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意する職業紹介事業者に限って行うこととし、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象としないこと。この場合において、求人者又は求職者が提携先ごとに同意又は不同意の意思を示すことができるような方法であれば、一度に複数の提携先について、同意又は不同意の意思を確認することとしても差し支えない。ただし、当面、一度に意思を確認する提携先は10以内とすること。
  - (4) 職業紹介事業者が業務提携について明示し、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合には、当該提携先は、法の規定により当該求人又は求職を受理しないことが認められる場合を除き、当該求人又は求職を受理するものとする。
  - (5) 提携先への提供に同意する求人又は求職とそれ以外の求人又は求職を分離して管理するとともに、個人情報の適正な管理（正確かつ最新のものに保つための措置、紛失、破壊、改ざんを防止するための措置等）について、より一層、的確に対応すること。
  - (6) 求職者に対してその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めること。
  - (7) 手数料はあつせんを行う職業紹介事業者による手数料の定め範囲内で当該職業紹介事業者が徴収するものとする。

## 【参考2】 参照条文等

- 6 国外にわたる職業紹介を行う場合は、次の事項を遵守すること。
  - (1) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第32条の12第1項の規定により取扱職種の範囲等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行わないこと。
  - (2) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介を行うこと。
  - (3) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、又は求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行わないこと。
  - (4) 国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用しないこと。
    - a 相手先国において活動を認められていないもの。
    - b 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの。
  - (5) 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行わないこと。
- 7 法第33条の6の規定による勧告を遵守すること。